

毎週火・金曜日発行（但休日）に、るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県水産試験場手数料条例施行規則
- ◇告示 計量器定期検査の実施
保安林の解除予定
米飯提供者の登録
土地の立ち入り測量
- 農業委員会の設置
豚移入禁止区域の指定
農業委員会の統合
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇選管告示 第一回選挙管理委員会の招集

規則

鳥取県水産試験場手数料条例施行規則をここに公布する。

昭和三十二年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十六号

鳥取県水産試験場手数料条例施行規則

（試験の依頼）

第一条 鳥取県水産試験場（以下「試験場」という。）に水産物の品質の鑑定その他水産業に関係のある品質の分析鑑定、試験（以下「試験」という。）を依頼しようとする者は、試験依頼書（第一号様式）に必要な供試物件を添え試験場長に提出しなければならない。（試験のための職員の派遣）

第二条 試験のため特に職員の派遣を受けようとするものは職員派遣申請書（第二号様式）を試験依頼書に添え試験場長に提出しなければならない。

（供試物件）

第三条 供試物件は、次の方法により提出しなければならない。

- 一 液状又は湿りやすい物品は清潔な硝子又は磁製器に収めること。

二 固形物は適宜清潔な容器に収めること。
 三 容器には品名及び試験依頼者の住所氏名を明記すること。

第四条 供試物件は特別の場合のほかこれを返還しない。
 第五条 供試物件で試験上必要があるときは更に提出を求めこれに応じないときは試験を拒絶することができ
 る。

(試験結果)

第六条 試験を終つたときは、試験成績書(第三号様式)を依頼者の必要に応じて交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第一号様式

試験 依頼書
 依頼人住所 氏名
 受験品名

一 試験の目的及び項目
 一 使用の目的
 一 試験手数料
 一 備考

右の通り試験を依頼します

昭和 年 月 日

依頼人住所

職業 氏名 ㊟

鳥取県知事 殿

第二号様式

職員派遣申請書

申請者住所 氏名

昭和 年 月 日 依頼しました試験は左記理由により実地において施行する必要がありますので職員を派遣して下さいますよう申請します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

試験を行う場所 県 郡市 村町

理由 記

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿 右 氏 名 ㊟

第三号様式

試験成績書

依頼者住所

氏名

一 試験品名
 二 数量

昭和 年 月 日付を以つて御依頼の右供試品について施行した試験()の結果は左記の通りであることを証明します。

記

告 示

鳥取県告示第三百十六号
 鳥取県水産試験場
 試験担当者 氏 名 ㊟

昭和 年 月 日

鳥取県告示第三百十六号
 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、境港市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十三年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検 査 日 時 検査区域 検査場所

七月三日から午前九時から 境港市 境公民館
 " 五日まで午後三時まで

" 八日 " " 境港市役所出張所

" 九日 " " 外江小学校

" 十日 " " 上道小学校

" 十一日 " " 境港市役所余子出張所

〃 十二日 〃 〃 〃 中浜出張所

鳥取県告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条に基く、同法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）

第二条の規定により、次の土地について保安林の指定を解除する予定であるから同法第三十条の規定により告示する。

昭和三十二年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所 在 場 所	番 号	全 面 積	積除予定面 (実測)	積除の目的 指定の理由	申 請 者
市郡一町村一大字一字一地		町	町	町	
鳥取 賀露 一	上浜 一、七〇三ノ一七六	一、四〇〇	一、四〇〇	風害の防備 指定理由の 消滅	鳥取市長 入江 昶
同 同 一	同 一、七〇三ノ四三七	二、二七七	二、二七七	同	同

鳥取県告示第三百十八号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	氏 名	名称又は屋号	住 所	営業所の所在地
七三〇	志 波 カチ	み ゆ き	米子市東町五七	住所に同じ
七三一	有 沢 一 寿	鳥取県自治研修所	鳥取市下横町玄好町合併地	〃
七三二	中 野 虎 次	黒 猫	倉吉市大正町一、〇七九の五	〃

鳥取県告示第三百十九号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の土地に立ち入り、測量及び物件調査をする旨中国四国地方建設局長から通知をうけた。

昭和三十二年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 起 業 者 建設大臣
- 一 事業の種類 天神川改良工事
- 一 立ち入ろうとする土地の区域

倉吉市大原

東伯郡関金町大字松河原大字泰久寺大字大鳥居

- 一 立ち入ろうとする期間
- 昭和三十二年六月十五日から

〃 十一月三十日まで

鳥取県告示第三百二十号

米子市に設置の米子市東部、米子市南部、米子市中部、米子市美保及び米子市弓ヶ浜の各農業委員会を廃止し、その区域をもつて新たに米子市農業委員会を昭和三十一年七月三日から設置することを承認する。

昭和三十二年六月二十八日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百二十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域

